

授業料等諸経費期日別納入一覧表

期別	内 訳				納付金合計	納付期限 (振替日)	納付方法
	種 類	月 額	納付月数	小 計			
入学時	入学金			50,000	170,000円	指定期日	web決済
	施設拡充費			120,000			
第一期分	授業料(普通科)	35,000	5ヵ月分	175,000	普通科 295,400円 自工科 313,900円	4月末日 ※ 振替日が金融機関 休日の場合翌営業日	預金口座 振替
	授業料(自工科)	37,000	5ヵ月分	185,000			
	保護者会費	1,000	12ヶ月分	12,000			
	生徒会費	700	12ヶ月分	8,400			
	ICT関連費	4,000	5ヵ月分	20,000			
	学級費		1ヶ年分	50,000			
	後援会費(1年生のみ)			30,000			
	工具使用料(1年生自工科のみ)			8,500			
第二期分	授業料(普通科)	35,000	4ヵ月分	140,000	普通科 156,000円 自工科 164,000円	9月末日 ※ 振替日が金融機関 休日の場合翌営業日	預金口座 振替
	授業料(自工科)	37,000	4ヵ月分	148,000			
	ICT関連費	4,000	4ヵ月分	16,000			
第三期分	授業料(普通科)	35,000	3ヵ月分	105,000	普通科 117,000円 自工科 123,000円	12月末日 ※ 振替日が金融機関 休日の場合前営業日	預金口座 振替
	授業料(自工科)	37,000	3ヵ月分	111,000			
	ICT関連費	4,000	3ヵ月分	12,000			

※ 金融機関の営業日の関係上、振替日が生徒手帳の内容と異なる場合があります。

振替日近くなりましたらおハガキにて通知致します。

入学後年間納付金合計	普通科	568,400円
	自動車工業科	600,900円

※ ICT関連費については、機種の価格により、金額が変更する場合があります。

## その他の諸経費について

< 令和6年度実績参考資料 >

飛龍高等学校

(単位:円)

### 購買用品

(制服・靴・鞆等一式)

科・コース	区分	必須購入品	教科書	摘要
総合スポーツ	男子	124,700	18,489	入学時
未来クエスト	男子	122,700	20,208	入学時
フードクリエイター	男子	153,860	17,523	入学時
自動車工業科	男子	158,700	19,212	入学時
総合スポーツ	女子	128,570	18,489	入学時
未来クエスト	女子	126,570	20,208	入学時
フードクリエイター	女子	157,730	17,523	入学時
自動車工業科	女子	162,570	19,212	入学時

### 修学旅行代金

科・コース	学年	金額	摘要
全科・全コース	2年生	130,000 程度	沖縄

### その他

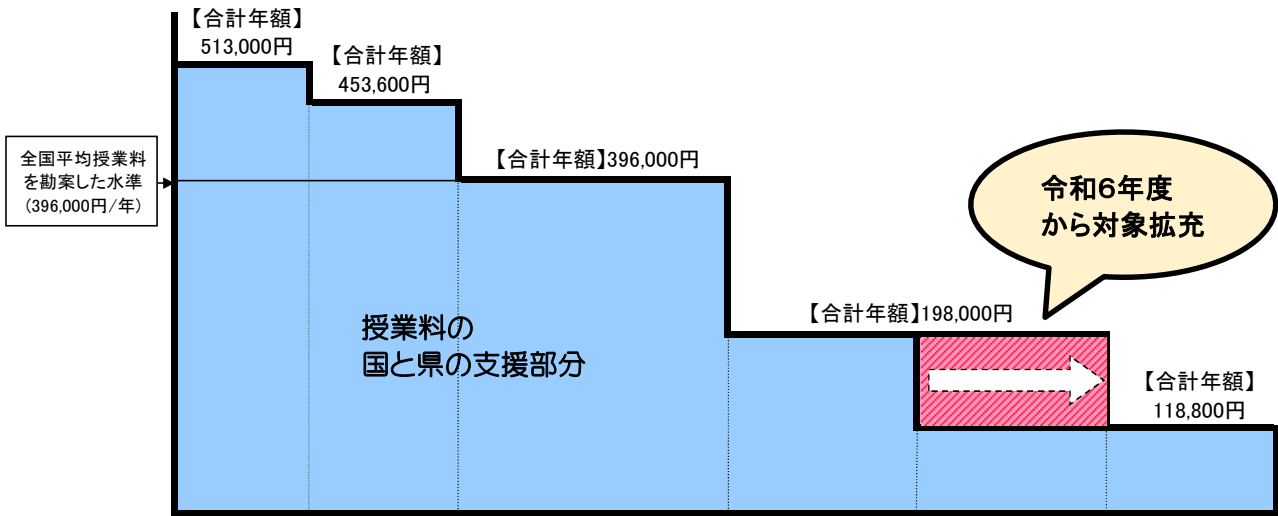
科・コース	学年	金額	摘要
フードクリエイター	每学年	30,000	調理実習
総合スポーツ	1年生	10,000	水泳自習
総合スポーツ	2年生	9,000	スキー実習
総合スポーツ	3年生	28,500	スキー実習

※ 上記の金額は、令和6年度実績によるものです。物価の高騰や企画内容等により金額が変更する場合があります。

静岡県内の私立高校(全日制)に通学する生徒さんへ

令和6年4月から  
授業料減免制度の支援対象が広がります！

●静岡県の私立高校(全日制)に対する授業料減免の補助対象が、  
年収850万円未満世帯まで拡充されます。



世帯年収の目安 <sup>※1</sup>	0～270万円	270～350万円	350～700万円	700～820万円	820～850万円	850～910万円
※3 実際の判定方法	算定式 保護者等 <sup>※2</sup> の <b>「(市町村民税の課税標準額×6%)－市町村民税の調整控除の額」</b> により判定します。 <small>※政令市にお住まいの場合は、「(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額×3/4)」となります。                  ※生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(主に高校2年生)は、                  「((市町村民税の課税標準額-330,000円)×6%)－市町村民税の調整控除の額」となります。</small>					
	基準額	0円～100円未満	100円～48,300円未満	48,300円～203,100円未満	203,100円～260,700円未満	260,700円～275,100円未満

※ 上記図は、静岡県独自の授業料減免制度と国の就学支援金制度を合わせた支援額になります。  
また、支援の対象となるのは、通学する高等学校の授業料額が上限額となります。

(注)

- ※1 世帯年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の概ねの目安となります。
- ※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」「(一人親世帯の場合は、「父又は母」)になります。
- ※3 実際の判定は、国の就学支援金の申請時にマイナンバーを提出することにより、自動的に判定されます。  
(ご自身で御確認したい場合は、各市町の税務担当課において、就学支援金の算出用の課税証明書等を取得することにより算出することができます。)

◎ 税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、各種の支援制度が受けられませんので、ご注意ください。

- 具体的な手続きについては、入学後、県から学校を通じてお知らせします。
  - 概ね年収910万円以上の所得世帯については、就学支援金及び県授業料減免の支給はありません。
- ※本制度は、静岡県議会2月定例会において、令和6年度当初予算が可決された場合に施行されます。

高校生等・保護者の方々へ



# 高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

## 高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯** が対象です。  
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯** も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県** への申し込みが必要です。  
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- **新入生** は、4～6月に **一部早期支給** の申請ができます。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

### 令和6年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	122,100円	142,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、**学校またはお住まいの都道府県**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

